

## 三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（感染防止対策型）交付要領

### （目的）

第1条 三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（感染防止対策型）（以下「補助金」という。）は、新型コロナウイルス感染症の発生により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模企業が、感染リスクを抱えながら事業継続するために実施する感染防止対策に対して支援することを目的とする。

### （通則）

第2条 補助金の交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）、医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（平成22年。以下「排除要綱」という。）の規定を準用するほか、この要領の定めるところによる。

### （定義）

第3条 この要領において、「中小企業・小規模企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める会社及び個人をいう。

### （補助対象事業者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月の売上が前年同月比で15%以上減少し、また、社会生活を維持する上で必要な施設を管理しており、一定の時間、直接の接触を伴う接客サービスを行うため特に感染防止対策を必要とする三重県内に主たる事業所を有する中小企業・小規模企業とする。

2 新規開業により前年4月の売上がない場合は、連続する3カ月の売上の平均と比較することとする。従って、令和2年1月2日以降開業の業者等は補助対象事業者とはならない。

### （補助対象経費等）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号の全てを満たす事業を行うために必要な経費であって、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

- （1）感染リスクを抱えながら事業継続するために実施する感染防止対策に係る事業
- （2）三重県又は三重県が出資（出捐）した団体の他の補助金の交付を受けない事業
- （3）国、市町等の他の補助金の交付を受けない事業
- （4）令和2年4月1日から9月30日までの間に実施する事業

### （補助額）

第6条 補助金の額は、上限100千円（下限50千円）とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

( 交付申請 )

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類を添え、三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金(感染防止対策型)交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては、法人登記事項証明書の写し、個人にあつては、本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート等)
- (2) 前年4月の売上が分かる書類(売上台帳の写し等)
- (3) 令和2年4月の売上台帳の写し(様式は問わない)
- (4) その他知事が必要とする書類

( 交付決定 )

第8条 知事は、交付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業を実施する申請者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定にあつては、必要に応じ条件を付することができる。

( 交付申請の取下げ )

第9条 前条の交付決定の内容又は条件に対して不服がある場合における、規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から14日以内とする。

( 補助事業の変更 )

第10条 補助事業者は、補助事業の内容もしくは経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ、三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金(感染防止対策型)変更申請書(第2号様式。以下「変更申請書」という。)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次項に定める軽微な変更の場合にあつては、この限りではない。

2 前項の規定における軽微な変更とは、次に掲げる各号に定める場合以外の変更をいう。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更する場合
- (2) 補助申請額を増額する場合

3 知事は、第1項の承認にあつては必要に応じ条件を付し、又は申請内容を変更して承認することができる。

( 補助事業の中止又は廃止 )

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ三重県

経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（感染防止対策型）事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の遅延等の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（感染防止対策型）事業遅延等報告書（第4号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し等）

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の額の確定の有無に関わらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- （4）排除要綱別表に該当したとき。
- （5）補助事業を中止又は廃止したとき。

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、規則の定めによる延滞金を徴するものとする。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和2年9月30日（補助事業が完了した日が9月11日以降の場合には、完了した日から20日）までに、三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（感染防止対策型）実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 知事は、実績報告書を受理したときは、当該実績報告書を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第10条に基づいて承認を受けている場合はその内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の審査を行うに際して、必要に応じて証拠書類の提出を求め、又は現地調査等を行うことができる。

（補助金の支払い）

第16条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものと

する。

- 2 補助事業者は、前条第一項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（感染防止対策型）請求書（第6号様式。以下「請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

（補助事業に係る経理）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等（以下「取得財産等」という。）を補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等のうち、減価償却資産であって、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は補助事業完了の日から10年のいずれか短い期間（以下「処分制限期間」という。）を経過しない場合においては、取得財産等管理台帳（第8号様式）を整備保管するとともに、当該取得財産等に取得年度及び補助金の名称を記載した標章を貼付して管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（感染防止対策型）に係る財産処分承認申請書（第9号様式）により知事の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産でないもの、又は処分制限期間を経過したものについてはこの限りでない。
- 4 知事は、前項の規定により承認した取得財産等の処分により補助事業者が収入を得たときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（その他）

第19条 規則、排除要綱およびこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年5月13日から適用する。

この要領は、令和2年6月10日から適用する。